

作成 R7.3.31

令和 7 年度水質検査計画書

水道事業者名

医療法人社団 静岡康心会

水道施設の名称

ふれあい沼津ホスピタル専用水道

所在地

沼津市市道町 8 - 6

1 基本方針

- (1) 検査地点は水道法で検査が義務付けられている給水栓と水源とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目、水質管理目標設定項目、水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 検査頻度は過去の検査結果などに基づいて項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

- (1) 事業体の名称 ふれあい沼津ホスピタル用水道
- (2) 主な給水区域 ふれあい沼津ホスピタル敷地内
- (3) 給水人口 700人
- (4) 計画1日最大給水量 220m³
- (5) 水源の名称及び種別 深井戸（120m）
- (6) 主な浄水場の名称及び浄水方法 塩素消毒のみ

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

- (1) 水源の状況（汚染源の把握）深井戸であり昭和49年より年1回の全項目水質検査（51項目）及び毎月の省略項目の水質検査（9項目）において水質基準を満たしており安全で良質な水であると言える。
- (2) 水質管理上注目すべき項目
浄水方法が塩素消毒のみであり消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため消毒副生成物等について注意をする必要がある。

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

- (1) 採水地点
水道法で義務付けられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います。その他原水で検査を行います。
- (2) 検査項目
検査項目は水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上、留意すべきとされている水質管理目標設定項目とします。
- (3) 検査頻度
 - 1) 毎日検査
色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は水道法に基づき1日1回の検査を行います。
 - 2) 水質検査基準項目の検査（51項目）
水質基準項目の検査は別表の通り行います。

① 1ヶ月に1回の検査項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量 TOC）

PH 値、味、臭気、色度、濁度、の9項目については1ヶ月に1回の検査を行います。

② 概ね3ヶ月に1回の検査項目（別添表）

ア シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドの11項目については3ヶ月に1回の検査を行います。

イ 上記以外の項目と臭気物質を除く26項目については過去の検出状況から判断すると水道法に基づき検査頻度を減少できる項目であるので水源及び原水の状態を考慮して減少して検査を行います。

③ 臭気物質の検査

臭気物質については水源でカビ臭が発生する恐れのある時期は1ヶ月に1回以上の検査を行います。

〔ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール〕

3) 原水の全項目検査

9月に消毒副生成物を除いた39項目の水質検査を行います。

5 水質検査方法（自己・委託の区分）

① 毎日の検査については当院にて実施します。

② 水道法に規定する水質基準検査項目については登録水質検査機関に委託して行います。

検査機関名 東海プラント株式会社

所在地 静岡県沼津市真砂町 267-2

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は水道水が以下の場合により水質基準に適合しない恐れがある場合に行います。

① 水源の水質が著しく悪化したとき。

② 水源に異常があったとき。

③ 水源付近・給水区域及びその周辺付近において消化器系感染症が流行しているとき

④ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

⑤ 浄水過程に異常があるとき。

⑥ その他特に必要が認められるとき。

7 水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法

水質検査計画は事業年度の開始前に作成し

当院のホームページに掲載します。

主要な水質検査結果は当院のホームページに掲載します。

8 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

- ① 水道水が原因で水質事故が発生した場合は静岡県東部保健所に連絡をして水質検査を行います。
- ② 水源における水質汚染事故などに対しては各関係機関等で組織された情報連絡網を活用して情報交換を行い、迅速に対応を講じます。
- ③ 緊急連絡体制 緊急連絡網参照

9 災害及び緊急時の連絡通報先

- ・水道技術管理者 (有)エフアンドユアライフ 鈴木 嘉幸
- ・ふれあい沼津ホスピタル 総務課 石川 (総務課)
- ・県東部保健所 生活環境課
- ・沼津市水道部 上水道工務課

10 水質検査における精度管理及び信頼性保証

- ・東海プラント株式会社のホームページの活用
- ・厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第2号 (登録 16.3.31)

水質検査結果書

医療法人社団静岡康心会
ふれあい沼津ホスピタル 様

水質検査機関 厚生労働省登録第207号
事業者名 東海プラント株式会社
〒410-0861 沼津市真砂町267番地の2
TEL (055) 951-5240(代)
FAX (055) 951-5241
水質検査部門管理者
氏名 藤川 治

御依頼を受けました検査内容は下記のとおりです。

施設名	医療法人社団静岡康心会ふれあい沼津ホスピタル 専用水道	天候	晴	気温(℃)	20	水温(℃)	17
受託年月日	令和7年04月16日(水)	採水年月日・時刻	令和7年04月16日(水) 09時00分				
受託方法	採取	採水者	中野 公治				
試料名	浄水	残留塩素濃度(mg/L) ※	0.2				
採水場所	厨房 1F蛇口	検査方法	平成15年厚生労働省令告示第261号				
検査実施施設名	東海プラント株式会社 環境アセス部	検査実施施設住所	沼津市市道町6-7				

上記検体の検査結果は下記のとおりです。

No.	検査項目	検査結果	水質基準	単位	判定
1	一般細菌	1	100 以下	CFU/mL	○
2	大腸菌	検出しない	検出されないこと	—	○
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	○
4	水銀及びその化合物	0.00005 未満	0.0005 以下	mg/L	○
5	セレン及びその化合物	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○
6	鉛及びその化合物	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○
7	ヒ素及びその化合物	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○
8	六価クロム化合物	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	○
9	亜硝酸態窒素	0.004 未満	0.04 以下	mg/L	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.4	10 以下	mg/L	○
12	フッ素及びその化合物	0.05 未満	0.8 以下	mg/L	○
13	ホウ素及びその化合物	0.1 未満	1.0 以下	mg/L	○
14	四塩化炭素	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	○
15	1,4-ジオキサン	0.001 未満	0.05 以下	mg/L	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	0.04 以下	mg/L	○
17	ジクロロメタン	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	○
18	テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○
19	トリクロロエチレン	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○
20	ベンゼン	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○
21	塩素酸	0.06 未満	0.6 以下	mg/L	○
22	クロロ酢酸	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	○
23	クロロホルム	0.002 未満	0.06 以下	mg/L	○
24	ジクロロ酢酸	0.003 未満	0.03 以下	mg/L	○
25	ジブロモクロロメタン	0.002 未満	0.1 以下	mg/L	○
26	臭素酸	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	○

総合判定 今回検査を行った水質項目については水質基準に 適合 しています。

備考

検査項目、水質基準及び判定は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)による。
※ 採取時測定

水質検査結果書

医療法人社団静岡康心会
ふれあい沼津ホスピタル

様

水質検査機関 厚生労働省登録第207号
事業者名 東海プラント株式会社
〒410-0861 沼津市真砂町267番地の2
TEL (055) 951-5240(代)
FAX (055) 951-5241
水質検査部門管理者
氏名 藤川 治

御依頼を受けました検査内容は下記のとおりです。

施設名	医療法人社団静岡康心会ふれあい沼津ホスピタル 専用水道	天候	晴	気温(℃)	20	水温(℃)	17
受託年月日	令和7年04月16日(水)	採水年月日・時刻	令和7年04月16日(水) 09時00分				
受託方法	採取	採水者	中野 公治				
試料名	浄水	残留塩素濃度(mg/L) ※	0.2				
採水場所	厨房 1F蛇口	検査方法	平成15年厚生労働省令告示第261号				
検査実施施設名	東海プラント株式会社 環境アセス部	検査実施施設住所	沼津市市道町6-7				

上記検体の検査結果は下記のとおりです。

No.	検査項目	検査結果	水質基準	単位	判定
27	総トリハロメタン	0.01 未満	0.1 以下	mg/L	○
28	トリクロロ酢酸	0.003 未満	0.03 以下	mg/L	○
29	ブロモジクロロメタン	0.002 未満	0.03 以下	mg/L	○
30	ブロモホルム	0.002 未満	0.09 以下	mg/L	○
31	ホルムアルデヒド	0.008 未満	0.08 以下	mg/L	○
32	亜鉛及びその化合物	0.01 未満	1.0 以下	mg/L	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.02 未満	0.2 以下	mg/L	○
34	鉄及びその化合物	0.03 未満	0.3 以下	mg/L	○
35	銅及びその化合物	0.01 未満	1.0 以下	mg/L	○
36	ナトリウム及びその化合物	8.9	200 以下	mg/L	○
37	マンガン及びその化合物	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	○
38	塩化物イオン	6	200 以下	mg/L	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	46	300 以下	mg/L	○
40	蒸発残留物	100	500 以下	mg/L	○
41	陰イオン界面活性剤	0.02 未満	0.2 以下	mg/L	○
42	ジェオスミン	0.000001 未満	0.00001 以下	mg/L	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 未満	0.00001 以下	mg/L	○
44	非イオン界面活性剤	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	○
45	フェノール類	0.0005 未満	0.005 以下	mg/L	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満	3 以下	mg/L	○
47	pH値	8.0	5.8以上~8.6以下	—	○
48	味	異常なし	異常でないこと	—	○
49	臭気	異常なし	異常でないこと	—	○
50	色度	0.5 未満	5 以下	度	○
51	濁度	0.2 未満	2 以下	度	○

総合判定 今回検査を行った水質項目については水質基準に 適合 しています。

備考

検査項目、水質基準及び判定は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)による。
※ 採取時測定